

ID: 851

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	母子家庭の母に対する居宅における介護等の措置の解除		
法令名 根拠条項	母子及び寡婦福祉法 第17条		
法令番号	昭和39年法律第129号		
<p>【基準】</p> <p>法第17条の規定による。 (居宅等における日常生活支援)</p> <p>第17条 都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる者として政令で定めるものであつて民法第877条の規定により現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」と総称する。)がそれらの者の疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、それらの者につき、それらの者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活等を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日